

## 幼児口腔健診及びフッ素塗布

町内の歯科医院で行っています。対象者（1歳6か月児、2歳6か月児）には受診券を送付しています。虫歯予防のために歯科医院でのフッ素塗布をお勧めしています。

### 歯科医院の受診方法

1 受診の時期 乳歯を守るため予防効果の高い**受診勧奨期間**に受診してください。

1歳6か月 **乳歯がはえる時期**です。むし歯ができやすい奥歯を守るために、乳歯が見えてきたら受診しましょう。

2歳6か月 **乳歯が20本はえそろう**時期です。

2 受診の方法

- ① お子さんの体調の良いときに、保護者が希望する町内の歯科医院に**事前に予約**します。受診券が利用できる歯科医院と電話番号・住所（あいうえお順） ※市外局番 0167

大町歯科クリニック	45-3633	大町4丁目966番地
こだま歯科医院	45-4935	宮町4丁目1番24号
矢花歯科クリニック	45-5000	大町2丁目2番10号
山崎歯科医院	45-5588	錦町3丁目4番20号

- ② 受診当日 **受診券**を切り取り、**母子健康手帳**と一緒に歯科医院の受付にお出してください。
- ③ 受診券を使用すると口腔健診とフッ素塗布に係る費用は**無料**です。  
(費用助成は1歳6か月と2歳6か月の2回です。)

きりと

受診券 見本

幼児口腔検診及び  
フッ素塗布受診券

有効期間 年 月 日～ 年 月 日  
(ただし、歯科医院の休診日を除く)

住所  
受診者氏名  
生年月日

上記幼児が口腔検診及びフッ素塗布の対象者であることを証明します。

交付年月日 年 月 日

上富良野町長

印

- (注) 1 口腔検診及びフッ素塗布を受けるときは、この券・母子手帳を必ず歯科医院受付に提出してください。  
2 この受診券は、本人以外は使用できません。  
3 町から転出する場合、受診券は無効となります。転出の際には保健福祉総合センター内保健福祉課窓口にお返しください。  
4 受診券の再発行はいたしません。